

答 申 保 第 8 0 号
令 和 7 年 9 月 9 日
(諮問保第102～104号)

答 申

1 審査会の結論

(1) 諮問保第102号及び第103号関係

鹿児島県公安委員会（以下「実施機関1」という。）及び鹿児島県警察本部長（以下「実施機関2」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について不開示とした部分のうち、別表「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、開示すべきである。

(2) 諮問保第104号関係

実施機関2が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

ア 諮問保第102号関係

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、令和6年4月25日付けで「私が苦情申出書提出したその苦情処理結果通知書に、〇〇氏が私に前科があるか聞いたことや、それで〇〇で調査され、虚偽の報告が〇〇長からあったことについては記載されていません。苦情申出書に書かれているのにどうして隠ぺい行為が行われているのですか？あとの文面も内容がわかりません。詳しい内容を下さい。」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関1は、令和6年5月10日付け鹿公委第15号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分1」という。）を行った。

その後、本件処分1を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和6年8月8日付けで審査請求がなされたものである。

イ 諮問保第103号関係

審査請求人は、法第77条第1項の規定に基づき、令和6年4月25日付けで「〇年〇月〇日に〇〇氏が私に「今まで警察に〇〇さん捕まったことがありますか？」と前科があるか聞かれたことに対して、又、「もし〇〇さんが犯罪を犯しますよね」「〇〇さんの犯行。もし〇〇さんに過去に犯行があって」などの侮辱行為があり、人と車通りの多い場所で〇〇氏から大声で侮辱されました。その調査を〇〇で行われました。その内容を詳しく教えて下さい。」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関2は、令和6年5月10日付け鹿総第117号で、保有個人情報一

部開示決定（以下「本件処分2」という。）を行った。

その後、本件処分2を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和6年8月8日付けで実施機関2の上級庁である実施機関1に審査請求がなされたものである。

ウ 諮問保第104号関係

審査請求人は、法第77条第1項の規定に基づき、令和6年4月25日付けで「〇年〇月〇日〇〇氏が私に「今まで警察に〇〇さん捕まったことがありますか？」前科があるか聞かれたことに対して、又、「もし、〇〇さんが犯罪を犯しますよね。」「〇〇さんの犯行。もし〇〇さんに過去に犯行があつて」などの侮辱行為があり、人と車通りの多い場所で〇〇氏から大声で侮辱されました。その調査結果を〇〇の〇〇長から、〇年〇月〇日午前〇時〇分での電話で調査結果は虚偽の報告がありました。その内容の公文書下さい。」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関2は、令和6年5月10日付け鹿総第118号で、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分3」という。）を行った。

その後、本件処分3を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和6年8月8日付けで実施機関2の上級庁である実施機関1に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分1～3を取り消すとの裁決を求めると、鹿児島県の警察職員による虚偽公文書作成と虚偽報告と虚偽記載についての裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、次のとおりである。

ア 鹿児島県の警察職員による虚偽公文書作成と虚偽報告と虚偽記載がある。

イ 黒塗りの部分は鹿児島県の警察職員による虚偽公文書作成と虚偽報告と虚偽記載があるから開示してほしい。

ウ 諮問保第103号において、無関係な書類もある。

エ 黒塗りの部分には何が記載されているのか。私には知る権利がある。

オ 公文書が開示されたら鹿児島県公安委員会や鹿児島県警察本部は困ることがあるのか。警察組織は警察職員を擁護するためか。公文書は開示されるべきである。

カ 鹿児島県公安委員会と鹿児島県警察本部が一部開示された公文書は、虚偽記載が多

く、黒塗りが多く、お互いの公文書が類似点が多く、その鹿児島県公安委員会の公文書を補うために、意図的に、用意された公文書が鹿児島県警察本部の公文書だと思う。

キ 警察署の職員が我が家に来られたときと〇〇長の電話などの記録が鹿児島県警察本部にないのはおかしい。苦情・相談等事案処理票に、記録がないのはおかしい。隠蔽やもみ消しがあったのではないかと見受けられる。

ク 「警察に捕まったことがあるか」前科を聞くのはおかしい。そのような言動は侮辱的な言動であり、人の名誉とか、社会的な信用みたいなものを侵害する形で言っている。これは侮辱罪や名誉毀損罪に該当すると思われる。

ケ 警察署が調査をするときは、警察職員への聞き取り調査だけで、申出者に聞き取り調査や証拠の確認、証拠提出等、一切、話がないのはおかしい。

3 審査請求に対する実施機関1及び2の説明要旨

実施機関1から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 諮問保第102号関係

ア 審査請求人は、「鹿児島県の警察職員による虚偽公文書作成と虚偽報告と虚偽記載がある。」「黒塗りの部分は鹿児島県の警察職員による虚偽公文書作成と虚偽報告と虚偽記載があるから、開示してほしい」と主張しているが、処分庁の処分は、文書に何らかの虚偽が含まれていることを理由に不開示情報該当性を判断しているものではなく、法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）及び第7号（事務又は事業に関する情報）に該当することを理由に不開示情報該当性を判断しているものである。

一部開示決定文書について、不開示情報部分が明らかにならないようにするための最良の方法として黒塗りの措置を講じたものであり、原処分は法にのっとって行われ、適法かつ妥当である。

イ 起案用紙の「起案者」欄の一部（警察電話番号）を法第78条第1項第7号により不開示としているが、本件警察電話番号情報は、開示することにより、事務妨害等を目的とする架電等の対象となるおそれが高く、これにより、通常事務における必要な連絡、調整等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同法の定めにしたがって不開示とした。

ウ 苦情に対する現在の調査結果等における「判断」欄、「対応状況」欄の一部を法第78条第1項第7号により不開示としており、同部分は、調査結果や判断基準等について記載した部分になる。同部分を開示することとなれば、苦情業務を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して、当該調査内容に基づく客観的な評価、判断や調査内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと

抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握、適切な事案判断が困難になるなど、当該業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから不開示とした。

また、本件不開示情報である警察の調査等に関する情報には、苦情に対する評価、判断及び調査の着眼点等に関する情報が含まれており、開示することにより、当該苦情処理に関する業務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるほか、開示することにより、そのことを端緒に、審査請求人から更なる苦情申出が繰り返され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められる。

さらに、本件不開示情報である警察の調査等に関する情報は、苦情の対象となった職員の言動や見解、対応ぶりが詳細に記述されており、このような記述が開示されることが前提となれば、職員の一挙手一投足が批判の対象となり得るため、そのような批判や苦情を回避したいという心情が作用して、当たり障りのない職務執行となるおそれがあり、このことは、事案の真相解明を行うなどの警察業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(2) 諮問保第103号関係

ア 審査請求人は、「黒塗りの部分は鹿児島県の警察職員による虚偽公文書作成と虚偽報告と虚偽記載があるから開示してほしい。」と主張しているが、処分庁における処分は、文書に何らかの虚偽が含まれていることを理由に不開示情報該当性を判断しているものではなく、法第78条第1項第2号及び第7号に該当することを理由に不開示情報該当性を判断しているものである。

一部開示文書について、不開示情報部分が明らかにならないようにするための最良の方策として黒塗りの措置を講じたものであり、原処分は法にのっとって行われており、適法かつ妥当であると判断する。

イ 審査請求人は、令和6年4月25日付けで提出がなされた保有個人情報開示請求書において「〇年〇月〇日に〇〇氏が私に「今まで警察に〇〇さん捕まったことがありますか？」と前科があるか聞かれたことに対して、又、「もし〇〇さんが犯罪を犯しますよね」「〇〇さんの犯行。もし〇〇さんに過去に犯行があつて」などの侮辱行為があり、人と車通りの多い場所で〇〇氏から、大声で侮辱されました。その調査を〇〇で行われました。その内容を詳しく教えて下さい。」と記載し、当該請求内容に対応すると思料される文書について検索し、請求人の利益になるよう、可能な限り対象文書となり得る文書を特定したもので、「無関係な書類」との主張には該当しない。

ウ 申立書の「勤務状況」欄等の一部について、特定の職員の個人情報であると同時に、公にされていない組織の人事配置に関する情報であることから、法第78条第1項第2号及び第7号に該当する。いつ頃、いかなる職員が、どのような係に配置されているかという情報は、個人情報としてのみならず、組織の人事管理に係る事務情報として、

独自性を有するものである。この情報が公にされた場合、人事管理の適性について外部から干渉を受けるなど、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあることから、同項第7号に該当する。

また、〇〇は限られた人員で捜査、交通、生活安全等様々な業務を遂行しており、受け持つ地域も限定されていることから、業務を効果的に遂行するために、一般的に、勤務基準や勤務体制が類推される情報については公にしていない。当該情報が開示されて、〇〇職員の勤務基準や勤務体制が類推されることにより、捜査、交通取締り、防犯パトロール等の効果的な業務遂行が阻害されるなど、当該情報の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した。

エ 申立書の「対応状況」欄、「対応状況について」欄、「当時の対応状況」欄の一部について、申立者の個人情報であると同時に、同人が個別の相談に基づいて対応した内容が記載された事務事業情報である。当該情報には、第三者が警察を信頼して提供してくれた情報も含まれており、これを開示すれば、同人から今後の協力が得られなくなることはもちろん、同様の業務において、情報提供した内容を口外されることをおそれて事情聴取に応じなくなるなど、将来の業務に支障が生じるおそれがあることから、法第78条第1項第7号に該当する。

オ 「苦情対象職員に対する指導結果について」と題する報告書の「指導事項」欄の一部について、警察職員の氏名に当たる部分が法第78条第1項第2号に該当し、それ以外の部分が同項第7号に該当する。同項第7号に該当する部分は、職員個人に対する指導内容やそれに基づく職員の意見等を記載したものであり、これが公にされれば、対象職員が批判を恐れて発言を躊躇し、あるいは差し障りない説明に終始するなど、相談に対する適正な調査に支障を及ぼすおそれがある。

(3) 諮問保第104号関係

ア 審査請求人は、「鹿児島県の警察職員による虚偽公文書作成と虚偽報告と虚偽記載があるから開示してほしい。」と主張しているが、処分庁における処分は、文書に何らかの虚偽が含まれることを理由に不開示情報該当性を判断しているものではなく、本件当該請求内容に対応すると思料される文書について検索し、請求人の利益になるよう、可能な限り対象文書となり得る文書を特定したところ、審査請求人が請求する文書は存在しなかったものであり、原処分は適法かつ妥当である。

イ 〇〇長による調査結果の電話報告は行っているが、調査した結果、電話した記録は残っていなかった。

ウ 調査結果の電話報告としては、一般的に、相談に付随する書類として、報告書や電話受発書として存在する可能性があったが、〇〇警察署（本署及び〇〇）及び苦情相談業務を担当する県警本部総務課苦情相談係で保有する公文書について、公文書を紙

文書として保管している書棚や、電子文書として保管している管理システム中を確認し、調査した結果、不存在であり、文書の特定には至らなかった。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和6年8月23日	諮問を受けた。
10月7日	実施機関1から弁明書の写しを受理した。
12月6日	実施機関1から反論書の写しを受理した。
令和7年3月26日	諮問の審議を行った。
5月28日	諮問の審議を行った。(実施機関1から処分理由等を聴取) 諮問保第102～104号について、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会運営要領第4条の規程により、併合して審議を行うこととした。
6月25日	諮問の審議を行った。
7月23日	諮問の審議を行った。
8月27日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

(イ) 諮問保第102号及び第103号関係

本件処分1及び2に係る対象保有個人情報として実施機関1及び2が特定したものは、それぞれ次のとおりである。

a 対象保有個人情報1（諮問保第102号関係）

審査請求人が、実施機関1に提出した苦情について、実施機関1で保管されている審査請求人に関する情報

b 対象保有個人情報2（諮問保第103号関係）

特定日時に審査請求人が実施機関2の職員から大声で侮辱された件について○
○で調査した「苦情事案等受理簿」並びにそれに付随する「申立書」及び「指導結果報告書」

実施機関1及び2は、対象保有個人情報1及び2について、別表に掲げる不開示情報（以下「本件不開示情報」という。）1～9が法第78条第1項第2号及び第7号のいずれか又はその両方に該当するとして一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、本件不開示情報1～9の不開示情報該当性について検討する。

(ロ) 諮問保第104号関係

本件処分3に係る対象保有個人情報として実施機関2が特定したものは、次のとおりである。

a 対象保有個人情報3（諮問保第104号関係）

特定日時に審査請求人が実施機関2の職員から大声で侮辱された件の調査結果について審査請求人が電話で報告を受けた内容。

実施機関2は、対象保有個人情報3について、不存在を理由に不開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分の取消しを求めていることから、対象保有個人情報3の不存在の妥当性について検討する。

イ 本件不開示情報1～9の不開示情報該当性について

(ア) 法第78条第1項第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）

法第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものも含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書において、「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同項本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 法第78条第1項第7号（事務又は事業に関する情報）

法第78条第1項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

(ウ) 本件不開示情報1について

実施機関1及び2は、当該不開示部分について、法第78条第1項第2号により不開示としている。

当審査会において、当該不開示部分を見分したところ、警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名及び印影が記載されていた。

警察職員の氏名及び印影は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法第78条第1項第2号本文に該当す

る。また、実施機関1及び2では、警部又は同相当職以上の職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名及び印影が記載された部分を法第78条第1項第2号に該当するとして不開示とした実施機関1及び2の判断は妥当である。

(エ) 本件不開示情報2について

実施機関1及び2は当該不開示部分について、法第78条第1項第7号により不開示としている。

当審査会において、当該不開示部分を見分したところ、警察電話番号が記載されていた。

実施機関1は、上記3(1)イのとおり、警察電話番号は、開示することにより、事務妨害等を目的とする架電等の対象となるおそれが高く、これにより、通常事務における必要な連絡、調整等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第78条第1項第7号に該当する旨主張している。

警察業務は、その他の行政事務と異なり、検挙や規制を行うものであることから、被疑者及び関係者からの反発や反感を招くおそれがあり、警察電話番号を利用する個人を特定した脅迫、誹謗中傷、事務妨害等を目的とする架電等により、通常事務における必要な連絡又は突発事案への対応に支障を及ぼすなど、警察内部の連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって、警察電話番号が記載された部分を法第78条第1項第7号の規定により不開示とした実施機関1及び2の判断は妥当である。

(オ) 本件不開示情報3について

実施機関2は、当該不開示部分について、事案ごとの固有番号であり、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、職務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第78条第1項第7号に該当するとして、不開示としている。

当審査会において当該不開示部分を見分したところ、本件審査請求人が行った苦情申出に対して付された受理番号が記載されていた。

苦情申出ごとに付された固有番号について、当該苦情申出者本人に対し、当該番号を開示することによって、当該事務又は事業の性質上、職務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは考え難く、本件苦情申出者本人である審査請求人に対し、当該不開示部分を開示することにより、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関2の主張は認められない。

したがって、当該不開示部分を法第78条第1項第7号の規定により不開示とした実施機関2の判断は妥当ではなく、当該部分は開示すべきである。

(カ) 本件不開示情報4について

実施機関1は、当該不開示部分について、法第78条第1項第7号により不開示としている。

当該文書は、実施機関2から実施機関1に対し、鹿児島県公安委員会苦情処理規程第5条第2項に基づき、本件苦情申出に係る事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置の状況について報告したものである。

当審査会において当該不開示部分を見分したところ、「対応状況」欄には、本件苦情対象職員らの申立て内容に基づく調査結果、「判断」欄には、当該対応状況を整理した上で、当該対応が適切であるかの判断や、その理由が記載されていた。

実施機関1は、上記3(1)ウのとおり、調査結果や判断基準等について記載した部分について、苦情に対する評価、判断及び調査の着眼点等に関する情報や、苦情の対象となった職員の言動や見解、対応ぶりが詳細に記述されており、開示することにより、苦情業務を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して、当該調査内容に基づく客観的な評価、判断や調査内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握、適切な事案判断が困難になるなど、当該業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある旨主張している。

苦情申出者本人に対し、本件苦情申出に係る調査結果や、当該対応に対する判断及びその理由を開示することにより、苦情申出人に開示されることを懸念して極端に省略された調査結果報告書が作成されるなど、今後の苦情処理業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれは考えられることから、当該情報は法第78条第1項第7号に該当する。

しかしながら、別表「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、対象保有個人情報2が記録された本件苦情対象職員の申立書において既に開示されている部分と同旨の内容であることから、開示することにより、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分のうち、別表「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、開示すべきである。

(キ) 本件不開示情報5について

実施機関2は、当該不開示部分について、法第78条第1項第2号及び第7号により不開示としている。

当該文書は、本件苦情対象職員の申立書であり、当審査会において当該不開示部分を見分したところ、本件苦情対象職員の当時の配属先、職名及び勤務状況並びに他の警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名及び職名が記載されていた。

実施機関2は、上記3(2)ウのとおり、組織の人事配置に関する情報について、いつ頃、いかなる職員が、どのような係に配置されているかという情報は、個人情報としてのみならず、組織の人事管理に係る事務情報として、独自性を有するものであることから、この情報が公にされた場合、人事管理の適性について外部から干渉を受けるなど、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがある旨主張している。また、

〇〇は限られた人員で捜査、交通、生活安全等様々な業務を遂行しており、受け持つ地域も限定されていることから、当該情報が開示されて、〇〇職員の勤務基準や勤務体制が類推されることにより、捜査、交通取締り、防犯パトロール等の効果的な業務遂行が阻害されるなど、当該情報の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張している。

警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名については、上記(ウ)で述べたように、法第78条第1項第2号に該当する。

しかし、本件苦情対象職員の当時の配属先、職名及び勤務状況並びに他の警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の職名については、当該職員は公務員であることから、当該情報は、公務員の職務の遂行に係る情報であり、同号ただし書ハに規定される「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当することから、同項第2号には該当しない。

他方、当該不開示部分の同項第7号該当性について、本件苦情対象職員の当時の勤務状況が記載された部分については、当該情報が、警察の捜査、取締り等の対象となる勢力にとって、十分に有意な情報であり、当該情報から警察職員の勤務基準や勤務体制を分析し、犯罪の実行を容易にさせるなど、警察の業務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性は考えられることから、同項第7号に該当する。

しかしながら、本件苦情対象職員の当時の配属先及び職名並びに他の警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の職名が記載された部分について、警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名は上述のとおり不開示となることから、特定の職員の人事配置について明らかになるものとは言えず、当該情報を開示することにより、人事管理の適正について外部から干渉を受けるなど、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれは認められないことから、同項第7号には該当しない。

したがって、当該不開示部分のうち、別表「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、開示すべきである。

(ウ) 本件不開示情報6について

実施機関2は、当該不開示部分について、法第78条第1項第2号及び第7号により不開示としている。

当該文書は、本件苦情対象職員の申立書であり、当審査会において当該不開示部分を見分したところ、警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名、対応に当たって第三者から事情聴取した内容、当該第三者の氏名及び本件苦情対象職員の当時の対応に対する見解などが記載されていた。

実施機関2は、上記3(2)エのとおり、申立者が個別の相談に基づいて対応した内容が記載された部分は、申立者の個人情報であると同時に、第三者が警察を信頼して提供してくれた情報も含まれており、これを開示すれば、同人から今後の協力が得られなくなることはもちろん、同様の業務において、情報提供した内容を口外されることをおそれて事情聴取に応じなくなるなど、将来の業務に支障が生じるおそれがある旨主張している。

警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名については、上記(ウ)で述べたように、法第78条第1項第2号に該当する。

対応に当たって第三者から事情聴取した内容及び当該第三者の氏名については、開示することにより、同人から今後の協力が得られなくなること、同様の業務において、情報提供した内容を口外されることをおそれて事情聴取に応じなくなるなど、将来の業務に支障が生じるおそれは認められることから、当該情報は、同項第7号に該当する。

また、本件苦情対象職員の当時の対応に対する見解について、実施機関1は上記3(1)ウのとおり、苦情の対象となった職員の言動や見解等が開示されることが前提となれば、批判や苦情を回避するため、当たり障りのない職務執行となるおそれがある旨主張している。

苦情申出者本人に対し、当該情報を開示することにより、苦情申出人に開示されることを懸念して、申立書の記載内容が抽象化、形骸化することにより、今後の苦情処理業務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれは考えられることから、当該情報は、同項第7号に該当する。

しかしながら、別表「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、本件苦情対象職員の当時の配属先及び職名並びに他の警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の職名が記載されており、本件不開示情報5と同様に開示すべきである。

したがって、当該不開示部分のうち、別表「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、開示すべきである。

(ウ) 本件不開示情報7について

実施機関2は、当該不開示部分について、法第78条第1項第2号及び第7号により不開示としている。

当審査会において、当該不開示部分を見分したところ、本件苦情対象職員に対する指導内容、当該職員の氏名及び意見が記載されていた。

実施機関2は、上記3(2)オのとおり、警察職員の氏名に当たる部分が法第78条第1項第2号に該当し、それ以外の部分が同項第7号に該当する旨主張している。また、それ以外の部分は、職員個人に対する指導内容やそれに基づく職員の意見等を記載したものであり、これが公にされれば、対象職員が批判を恐れて発言を躊躇し、あるいは差し障りない説明に終始するなど、相談に対する適正な調査に支障を及ぼすおそれがある旨主張している。

警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名については、上記(ウ)で述べたように、法第78条第1項第2号に該当する。

また、本件苦情対象職員に対する指導内容や、それに対する当該職員の意見について、苦情申出者本人に対し、当該情報を開示することにより、苦情申出人に開示されることを懸念して、対象職員が批判を恐れて発言を躊躇し、あるいは差し障りない説明に終始するなど、今後の苦情処理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは考えられることから、当該情報は法第78条第1項第7号に該当する。

したがって、当該不開示部分を法第78条第1項第2号及び第7号に該当するとして不開示とした実施機関2の判断は妥当である。

(ウ) 本件不開示情報8について

実施機関1は、当該不開示部分について、法第78条第1項第2号により不開示としている。

当該不開示部分は、本件一部開示決定通知書の別紙「開示しない部分」欄において、枠内に記載がなく、実施機関1に確認したところ、『別紙「苦情に対する現在の調査結果等」』の1ページ目「対応状況」欄の一部であるとのことであった。

当審査会において、当該不開示部分を見分したところ、警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名及び審査請求人の〇〇の発言内容が記載されていた。

警察職員（警部又は同相当職以上の職員を除く。）の氏名は、上記(ウ)で述べたように、法第78条第1項第2号に該当する。

審査請求人の〇〇の発言内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法第78条第1項第2号本文に該当する。また、審査請求人がその場に行われた本件苦情対象職員と審査請求人の〇〇との会話であり、審査請求人の既知の情報であると認められないことから、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、当該不開示部分を法第78条第1項第2号に該当するとして不開示とした実施機関1の判断は妥当である。

(エ) 本件不開示情報9について

当該不開示部分は、本件一部開示決定通知書の別紙に不開示理由等の記載がなく、弁明書等においても、その不開示理由が示されておらず、不開示理由等が不明であった。

当該不開示部分について、実施機関1に確認したところ、当該不開示部分は、『申立書（令和〇年〇月〇日付けのもの）』の「4 苦情内容の本職の発言について」欄であり、法第78条第1項第2号及び第7号により不開示としているとのことであった。

当審査会において、当該不開示部分を見分したところ、本件苦情対象職員の当時の対応に対する見解が記載されていた。

本件苦情対象職員の当時の対応に対する見解については、上記(エ)で述べたように、苦情申出者本人に対し、当該情報を開示することにより、苦情申出人に開示されることを懸念して、申立書の記載内容が抽象化、形骸化することにより、今後の苦情処理業務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって、当該不開示部分は法第78条第1項第7号に該当し、実施機関2の主張する同項第2号該当性について判断するまでもなく、不開示とした実施機関2の判断は妥当である。

ウ 対象保有個人情報3の不存在の妥当性について

上記3(3)イ及びウのとおり、実施機関2は、一般的に、相談に付随する書類として作成する報告書や電話受発書を対象保有個人情報3が記録されている公文書として特定し、関連し得ると考えられる部署において対象保有個人情報3がないことを確認している。

さらに、審査会の事務局職員をして、本件開示請求の対象となる保有個人情報の有無について、公文書ファイル管理簿を基に、苦情相談業務を担当する県警本部総務課及び〇〇警察署（本署及び〇〇）の執務室等を確認させたところ、該当する公文書は存在しなかった。また、県警本部総務課の執務室内において事務局職員による立会のもと、実施機関2の職員が苦情相談管理システムの検索を行ったが、対象保有個人情報3は存在しなかった。

このため、対象保有個人情報3は存在しないとする実施機関2の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、実施機関2は、本件開示請求の対象となる保有個人情報を保有していないと認められるため、本件不開示決定は妥当である。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

(1) 不開示部分とその理由の提示について

開示決定等における不開示部分とその理由の提示については、不開示とした部分各々に明確に対応した不開示理由を示すべきところ、本件処分1における保有個人情報一部開示決定通知書の別紙において、「公文書の名称」、「開示しない部分」及び「開示しない理由」欄のうち、「開示しない部分」欄の一部に記載が見られず、不開示とした部分が明確となっていないものが認められた。

さらに、本件処分2における保有個人情報一部開示決定通知書の別紙においては、開示文書である「申立書（令和〇年〇月〇日付けのもの）」の「4 苦情内容の本職の発言について」欄の不開示部分について、「公文書の名称等」、「不開示とした部分」及び「その理由」欄に記載されていないことが認められた。以上、これらのことは、開示請求に係る事務手続において、慎重さに欠ける不適切な対応であると言わざるを得ない。

したがって、実施機関1及び2においては、今後、保有個人情報一部開示決定を行うに際しては、開示不開示の精査した内容に即し、不開示部分とその理由を適切に提示することを徹底するべきである。

(2) 関係する公文書の作成・管理について

個人情報の適正な管理は、個人情報保護制度の根幹であり、関係する公文書を適切に作成し管理する必要がある。

実施機関2は、本件処分3の開示請求の対象となった〇〇の〇〇長による調査結果の電話報告に関する調査結果及び電話した記録に係る公文書は不存在としているが、当時の実施機関2の文書作成等の規程である鹿児島県警察文書管理規程第3条第1項では「鹿児島県警察の意思決定並びに事務及び事業の実績については、文書等を作成することを原則とする。」とし、同条第2項では「意思決定と同時に文書等を作成することが困難である場合にあっては、事後に文書等を作成するものとする。」と規定されている。

公文書が作成されていなければ、個人情報保護制度の下での開示請求に応えることができず、また、適正な公文書の作成・管理は、個人情報保護制度の運用の基礎をなすものであり、実施機関2には、適正な文書の作成・管理について遺漏のない対応を行うことが求められる。

別表

不開示 情報	対象保有 個人情報	公文書の名称	不開示部分	不開示 理由	審査会の 判断	開示すべき部分
1	1	起案用紙（令和〇年第3号）	「起案者」欄の一部（警察職員 の氏名及び印影）	第2号	不開示妥 当	
		苦情事案調査結果等報告書 （令和〇年第3号）	決裁欄の印影（警部又は同相 当職以上の職員を除く。）	第2号		
		別紙「苦情に対する現在の調 査結果等」	4ページ目「対応状況」欄の 一部（申出7への対応、2行 目の一部）	第2号		
	5ページ目「対応状況」欄の 一部（申出9への対応、2行 目の一部）		第2号			
	2	申立書「〇〇に対する対応状 況について」（令和〇年〇月 〇日付けのもの）	決裁欄の印影の一部（警部又 は同相当職以上の職員を除 く）	第2号		
			「報告者」欄の一部（氏名）	第2号		
			「5 申出内容(10)」欄の一部	第2号		
		申立書（令和〇年〇月〇日付 けのもの）	「報告者」欄の一部（氏名）	第2号		
		申立書（令和〇年〇月〇日付 けのもの）	「報告者」欄の一部（氏名）	第2号		
		申立書	「報告者」欄の一部（氏名）	第2号		
		申立書（令和〇年〇月〇日付 けのもの）	「報告者」欄の一部（氏名）	第2号		
		申立書（平成〇年〇月〇日、 との書き出しで書かれたも の）	「1 事案対応者」欄の一部 （氏名）	第2号		
		申立書（令和〇年〇月〇日付 けのもの）	「報告者」欄の一部（氏名）	第2号		
			「2 上記苦情に対する本職 の対応状況」欄の一部	第2号		
「苦情対象職員に対する指導 結果について」と題する報告 書（令和〇年〇月〇日付け〇 〇号外）		「1 苦情対象職員」欄の一 部（氏名）	第2号			
「苦情対象職員に対する指導 結果について」と題する報告 書（作成日付が記載されてい ないもの）	「1 苦情対象職員」欄の一 部（氏名）	第2号				
2	1	起案用紙（令和〇年第3号）	「起案者」欄の一部（警察電 話番号）	第7号	不開示妥 当	
		「苦情対象職員に対する指導 結果について」と題する報告 書（令和〇年〇月〇日付け〇 〇号外）	「TEL」欄（警察電話番号）	第7号		
	「苦情対象職員に対する指導 結果について」と題する報告 書（作成日付が記載されてい ないもの）		「TEL」欄（警察電話番号）	第7号		
3	2	苦情事案等受理簿	「受理番号」欄	第7号	開示すべ き	すべて
4	1	別紙「苦情に対する現在の調 査結果等」	1ページ目「判断」欄の一部	第7号	一部開示 すべき	・「1 申出1について」3行目3 文字目から5行目6文字目 ・「2 申出2について」1行目1 文字目から6文字目、1行目9文字 目から3行目12文字目 ・「2 申出2について」10行目3 文字目から7文字目、11行目5文字 目から12行目10文字目
			2ページ目「対応状況」欄の 一部	第7号		・9行目1文字目から10行目19文字 目、10行目22文字目から13行目32文 字目
			2ページ目「判断」欄の一部	第7号		・「3 申出3について」1行目9 文字目から28文字目
			3ページ目「対応状況」欄の 一部	第7号		

不開示情報	対象保有個人情報	公文書の名称	不開示部分	不開示理由	審査会の判断	開示すべき部分
4	1	別紙「苦情に対する現在の調査結果等」	3ページ目「判断」欄の一部	第7号	一部開示すべき	
			4ページ目「対応状況」欄の一部（10行目～13行目）	第7号		
			4ページ目「判断」欄の一部	第7号		
			5ページ目「判断」欄の一部	第7号		
			6ページ目「対応状況」欄の一部	第7号		
			6ページ目「判断」欄の一部	第7号		
5	2	申立書「〇〇に対する対応状況について」（令和〇年〇月〇日付けのもの）	「1 勤務状況」欄	第2号及び第7号	一部開示すべき	すべて
		申立書（令和〇年〇月〇日付けのもの）	「2 勤務状況」欄の一部	第2号及び第7号		
		申立書（令和〇年〇月〇日付けのもの）	「2 勤務状況」欄の一部	第2号及び第7号		
		申立書（令和〇年〇月〇日付けのもの）	「2 当時の相談受理状況、受理内容について」欄の一部	第2号及び第7号		
6	2	申立書（令和〇年〇月〇日付けのもの）	「3 当時の状況」欄の一部	第7号	一部開示すべき	
		申立書（令和〇年〇月〇日付けのもの）	「3 対応状況」欄の一部	第2号及び第7号		
		申立書	「3 対応状況」欄の一部	第2号及び第7号		
			「4 被害届を受理しなかった理由について」欄の一部	第7号		
		申立書（令和〇年〇月〇日付けのもの）	「3 対応状況について」欄の一部	第2号及び第7号		
		申立書（平成〇年〇月〇日、との書き出しで書かれたもの）	「4 当時の対応状況」欄の一部	第2号及び第7号		
7	2	「苦情対象職員に対する指導結果について」と題する報告書（令和〇年〇月〇日付け〇〇号外）	「2 指導事項」欄の一部	第2号及び第7号	不開示妥当	
		「苦情対象職員に対する指導結果について」と題する報告書（作成日付が記載されていないもの）	「2 指導事項」欄の一部	第2号及び第7号		
8	1	別紙「苦情に対する現在の調査結果等」	1ページ目「対応状況」欄の一部	第2号	不開示妥当	
9	2	申立書（令和〇年〇月〇日付けのもの）	「4 苦情内容の本職の発言について」	第2号及び第7号	不開示妥当	